

マイナンバー制度が始まります

皆様へ
従業員の

会社として、従業員の皆様に
ご理解ご協力頂きたい4つのこと!

1

マイナンバー制度って?!

社会保障

税

災害対策

平成28年1月からスタートする

マイナンバー制度は、日本国内の全ての住民の方のお一人おひとりに異なる12桁の番号を記したマイナンバー（個人番号）が割り当てられ、まずは、社会保障・税・災害対策の分野で利用されます。

マイナンバーは、国や地方公共団体が管理する個人情報を同一人の情報であることを、正確かつスムーズに確認するための基礎となり、社会保障や税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会基盤となります。

この制度は、「公平・公正な社会の実現」「国民の利便性の向上」「行政の効率化」を目指しています。

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



2

10月5日から個人番号の「通知カード」が届きます!

平成27年10月5日から住民票に記されている皆様の住所地にマイナンバー（個人番号）の通知カードが、市区町村から簡易書留で届きます。

届いたら、開封し、次の3つが入っているかどうかを、必ず確認してください。

- ①マイナンバーの「通知カード」
- ②「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- ③説明書

「通知カード」には、個人番号（12桁番号）・生年月日・住所・氏名・性別が記されています。

個人番号の「通知カード」は、行政機関等に自分の個人番号を伝える際に、その番号が自分の番号であることを証明として提示したりして使うことになりますので、大切に保管して下さい。

3

「個人番号カード」を取得するには?

「個人番号カード」は、ご本人の顔写真入りのICチップが搭載されたカードです。

「個人番号カード」を取得するには、マイナンバー通知後に、市区町村に申請することで、平成28年1月以降に市区町村の窓口で、ご本人に交付されます。

申請方法は、①個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼って返信用封筒に入れて投函する「郵送申請」と、②スマートフォンで顔写真を撮影して所定のフォームからオンラインで申請する「オンライン申請」があります。初回交付の手数料は無料です。

【通知カード】※イメージ



4

会社では従業員やご家族の個人番号を用いて税や社会保障の手続を行います

会社では、平成28年1月以降は、税や社会保障の手続きで、従業員やその扶養親族のマイナンバーを記載する必要があります。

このため、会社では利用目的をお伝えしながら、従業員の皆様から、ご本人と扶養親族のマイナンバーの会社への提出をお願いします。

会社がそのマイナンバーの取得時には、他人のなりすまし等を防止するため、厳格な「本人確認」を行うことが法律で義務付けられています。本人確認には、「身元確認」「番号確認」が必要であると、会社には義務付けられています。

【個人番号カードを持っている場合】

身元確認と番号確認が「個人番号カード」1枚で可能です。

【個人番号カードを持っていない場合】

身元確認は本人の運転免許証またはパスポートなどで行い、番号確認は個人番号通知カードまたは住民票（マイナンバー付き）などで行います。

なお、従業員の皆様が扶養親族のマイナンバーを記載した書類を提出する際は、従業員皆様が扶養親族の本人確認を行っていただけです。

皆様から提出されたマイナンバーを記載した書類等は、法律で義務付けられた特定個人情報の安全管理措置を徹底していきます。

また、保管が不要となった場合、速やかに廃棄・削除を行います。

マイナンバー制度の主なスケジュール



2015.8.20